

基本方針策定及び改定の背景と目的

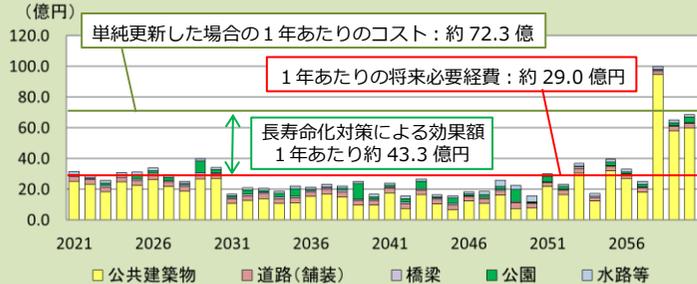
- ◆ 公共施設等の保全・更新等に係る総合的かつ計画的な取組を進めるため、平成29年3月に「公共施設等マネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）」を策定。以降、各種方針や個別施設計画を策定するなど、計画的な取組を進めてきた。
- ◆ 国からは令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行うことが要請されている。
- ◆ 本市のこれまでの取組及び国の要請を踏まえ、公共施設等の適正管理の更なる推進に向けて、基本方針を一部改定する。

対象範囲・対象期間

- ◆ 地方公営企業会計を含め、本市が所有または管理するすべての公共建築物及びすべてのインフラ施設が対象。
- ◆ 対象期間は40年間（令和3年度～令和42年度）。

公共施設等に係る将来必要経費

◆ 公共施設等に係る将来必要経費（一般会計）



◆ 地方公営企業会計を含む将来必要経費の合計

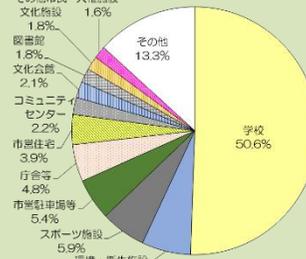
会計区分	対象施設	40年合計 (億円)	年平均 (億円/円)	
			長寿命化対策	【参考】単純更新
一般会計	公共建築物	844.0	21.1	62.7
	道路(舗装)	120.0	3.0	3.4
	橋梁	33.5	0.8	2.2
	公園	88.2	2.2	2.2
	水路等	73.1	1.8	1.8
地方公営企業会計	下水道	459.2	11.5	45.8
	上水道	1,022.8	25.6	43.3
	合計	2,640.7	66.0	161.4

公共施設等の現状

公共建築物

- ◆ 市が所有・管理する公共建築物は、377施設、延床面積の合計は696,059㎡で、市民1人あたり約2.42㎡。
- ◆ 中分類別では、学校が全体の約51%を占める。
- ◆ 延床面積割合で約76%の公共建築物が築30年を経過（令和3年末現在）。10年後には、約57%が築50年以上になるなど、老朽化はさらに進行する。

中分類別延床面積割合



公共建築物の建設後経過年数（延床面積別）



公共施設等マネジメントに係る基本方針

- ◆ **基本理念**
安全で快適な市民生活の確保とまちの持続的発展の実現
- ◆ **まちづくりの視点からのファシリティマネジメントの推進**
将来あるべきまちの姿を見据えて、公共施設の今後のあり方を考えるものとし、まちづくりの方向性を踏まえた政策的かつ経営的な視点から推進する。

基本方針	主な内容（公共建築物）	主な内容（インフラ施設）
施設の有効活用と全体最適化	「全体最適化」の観点から、個々の施設のあり方を検討し、老朽化対策と併せて、複合化・多機能化、統廃合等を含めた見直しを推進します。	—
計画的な保全による長寿命化の推進	部位・設備に応じて適切な保全に取り組み、建物のさらなる長寿命化や快適性の向上を図るほか、時代の要請に応じた安全性確保・機能向上に努めます。	保全手法を使い分け、劣化状況を踏まえた計画的な保全を行うことにより、施設の長寿命化を推進するほか、安全対策等を推進します。
トータルコストの縮減と財源確保の推進	各施設の管理運営や事業運営に係るコストの縮減に取り組みほか、計画的に経費の平準化を図ります。補助制度、市債・基金を活用するほか、財源確保に努めます。	将来コストを考慮して施工方法等の検討を行うほか、インフラ全体で経費の調整を図ります。補助金、市債・基金を活用や財源の確保、地方公営企業の経営健全化を図ります。
多様な主体との連携の推進	民間活力の活用や市民等との協働を推進するほか、国や他の自治体との広域連携の可能性を積極的に検討します。	本市においても導入可能な官民連携手法の検討を行うほか、市民等の協働や近隣自治体等との連携を推進します。

インフラ施設

主なインフラ施設の量

類型	主な施設	施設数	
道路（舗装）	道路延長	674,619 m	4,160,052 m ²
橋梁	総数	595 橋	41,703 m ²
公園	総数	522 箇所	162.85 ha
水路等	準用河川	1 河川	1.1 km
	普通河川（水路等）	1,001 河川	382 km
	調整池	27 箇所	98,413 m ²
下水道	管路	757,056 m	
	人孔（マンホール）	32,208 箇所	
	ポンプ場等	3 箇所	
上水道	管路	804,562 m	
	浄水場	2 箇所	
	配水池・ポンプ場等	43 箇所	

推進体制

- ◆ 総括課が公共建築物に係る施設情報等を一元管理し、適正管理に係る企画、調整等を行う。
- ◆ 公共施設全体の個別施設計画の実行性を確保し、経費平準化の手法等を検討し実践。
- ◆ 政策推進会議（庁議、プロジェクトチーム等）を効果的に活用し、庁内横断的な連携を推進。

進行管理

- ◆ **公共建築物** ソフト・ハードの両面から個別施設計画を策定し、施設の劣化状況や社会情勢の変化等を捉えた毎年度の改訂を行う。
- ◆ **インフラ施設** 既存の個別施設計画に加え、必要に応じて未策定の類型でも計画を策定し、施策評価等で各計画の進捗状況を確認する等。

市民への情報提供と市民参加の促進

- ◆ 各種資料を公表するほか、公共施設等の現状等について市民にわかりやすく情報提供。
- ◆ 施設のあり方を含む事業計画等検討では、市民の声を聞き、市民と一緒に考えるよう努める。